

第 4 講座

第 4 講座 工作物石綿事前調査報告書の作成

4.1 解体・改修における事前調査報告書の作成

第 2 講座の書面調査、第 3 講座の（図面のない場合を含めた）現地での目視調査に基づき、工作物石綿事前調査報告書（以下「調査報告書」）を作成する。

事前調査では、網羅的に調査した全ての資材について石綿含有の有無を調査詳細報告書（事前調査詳細表）に記録し、報告書を作成し、依頼者に報告する。報告書の書式は任意で良く、記録事項を実施した内容によって必要な項目を記載する。

石綿含有資材が有る場合は、石綿則や大防法に基づく届出や飛散防止措置等を行った上で、石綿解体・除去作業計画を策定し、施工業者は解体・改修工事を行うこととなる。

なお、記録に当たっては以下の点にも留意が必要である。

- ① 石綿含有資材の有無と使用箇所を明確にする（解体・改修工事の作業員へ石綿含有資材の使用箇所を的確に伝える）
- ② 石綿を含有しないと判断した資材は、その判断根拠を示す。
- ③ 調査の責任分担を明確にする（同一材料範囲の特定者、試料採取者、試料採取指示者など重要な判断を行った者を記載する）

また、記入にあたっては、記入漏れと区別するため、記入項目について不明および該当内容がない場合はそれぞれ「不明」、「－」と記載し、空欄としない。全体として見やすい表になるように留意する。

調査報告書の構成は以下の通りである。

- ① 工作物石綿事前調査結果概要書
- ② 調査部屋番号平面図（動線計画図）
- ③ 調査詳細報告書（事前調査詳細表）
- ④ 網羅的調査の確認写真帳（整合性の確認表と部位ごとの写真帳）
- ⑤ 調査状況写真帳（判断根拠の写真帳）
- ⑥ 分析試料採取（サンプリング）位置図
- ⑦ 分析試料採取（サンプリング）状況写真帳
- ⑧ 分析試料一覧表（分析依頼表）
- ⑨ 石綿分析結果報告書・分析結果一覧表
- ⑩ 添付資料（判断根拠資料）
- ⑪ 調査者資格者証

書面調査において、工事着工が 2006（平成 18）年 9 月 1 日以降であれば、法的に石綿含有資材の製造、使用等が禁止^{*}されていることから、このことを証明する資料があれば、当該建築物は石綿含有資材を使用していないとして、事前調査を終了してよいとされている（石綿則第 3 条第 2 項第 3 項）。

※工作物で多用されるガasket等の一部は2012（平成24）年3月1日までの猶予措置があり、その期間まで石綿使用の可能性がある（表2.3又は表2.12参照）。

増改築、改修工事においては、2006（平成18）年9月1日以降に施工された部分のみが同様の判断ができることになるが、その境界を明確にすることが重要となる。

5

以下のとおり、本テキストで例示した帳票や資料を取りまとめたものを調査結果報告書とすることができる。

書面調査は、目視調査の事前準備のために行うものであり、書面調査で作成した資料を持参して目視調査に臨むことになる。目視調査に持参する資料としては①部屋番号平面図（動線計画図）、②整合性の確認表、③判断基準資料となる。

事前調査での調査漏れをなくするためには、書面調査において全ての資料を拾い出すことが必須となる。①部屋番号平面図（動線計画図）は、目視調査を効率的に行うための動線を計画するとともに、平面的な調査漏れを防ぐために、全ての部屋及び空間（PS：パイプスペースやDS：ダクトスペースなど）に番号を付し、その番号ごとに一枚の整合性の確認表を作成し、部位ごとの資料をもれなく記載する。

整合性の確認表に記載した資料については、「石綿含有建材データベース」、メーカー資料などを用いてあらかじめ石綿含有の有無を仮判定する。その資料が③判断基準資料である。この仮判定は、目視調査における調査者自身のばく露防止に役立つばかりでなく、目視調査における最終的な④判断根拠資料の基となる。

目視調査では、書面調査で作成した①部屋番号平面図（動線計画図）に従い、部屋ごとに②整合性の確認表に記載した資料が現に使用されているか否かを確認する。部屋の増減がある場合には、部屋リストから削除したり、枝番号を付して追加するなど、部屋番号平面図に記載した部屋リストで管理する（これが「部屋番号平面図（動線計画図）」となる）。

整合性の確認表に記載された資料と実際に使用されている資料が異なる場合は、整合性の確認表に実際に使用されている資料の情報を記載する。この全ての資料を確認したことを写真により記録する（整合性の確認「網羅的調査の確認写真帳」）。

次に、資料の裏面確認等を行い、持参した③判断基準資料や「石綿含有建材データベース」等により石綿含有の有無を再度確認する。含有有無の判断は、客観的な根拠が必要であり、特に「無含有」の判断には明確な根拠が必要である（④判断根拠資料）。「石綿含有建材データベース」には石綿含有建材が掲載されているが、「石綿含有建材データベース」にないことを根拠に「無含有」と判断することはできないことに留意が必要である。

最後に、石綿含有の有無が判断できないものについては、分析のための試料採取を行う。もしくは、「石綿含有とみなし」として取り扱う。いずれの場合においても、同一の材料が使用されている範囲を判断することが重要である。ここでいう同一の資料とするには、同一ロット（同一商品、同一工場、同一製造日）であることが必要となる。

第 4 講座

4.1.1 石綿含有有無に関する事前調査結果概要書

工作物事前調査結果概要書の例を示す。

また、調査結果概要書の記入に当たっての注意事項を下記に示す。工作物の種類によっては、該当しない表現がある場合は、対象とする工作物の内容に置き換えて、参考とされたい。

令和 年 月 日
報告書No.

殿

工作物事前調査結果概要書

委託業務名

(会社名)
(代表者名)
(住 所)

印

対象物件名

(1) 調査目的

(2) 調査期間

(3) 調査責任者

(氏名)

印

調査者

(氏名)

印

(4) 工作物概要

施設名 ①

所在地 ②

竣工年 ③

着工年 ④

直近定期修理年 ⑤

業 種 ⑥

工作物の種類 ⑦

特定工作物
・ 炉設備
・ 電気設備
・ 貯蔵/配管
・ 建築物一体設備
その他工作物 ()
(⑧建築物の建築設備についてもこの欄を活用)

(5) 調査対象資材

吹付け材・保温材・断熱材・成形板・シール材他等・その他 ()

(6) 調査方法

書面調査・目視調査・分析調査

(7) ヒアリング

①発注者 ②管理者 ③所有者 ④請負業者 ⑤その他 ()

区分

氏名

連絡先

内 容

5

図 4.1 事前調査結果概要書（案）

- (1)調査目的：a 石綿則・大防法に基づく事前調査 b その他の調査
- (2)調査期間：調査契約日から報告書提出日までなどを記載。
- (3)調査責任者：氏名、資格名、所属部署、電話番号、FAX 番号、資格取得機関名
- (4)対象物件概要

10

① 施設名：建築物の調査時点での名称を記載。（例：〇〇ビル、〇〇邸など）。

② 所在地：建築物所在地：地番・家屋番号ではなく住居表示を記載。

③ 竣工年

④ 着工年

5 ⑤ 直近定期修理年なども記載。

⑥ 業種

⑦ 工作物の種類

【工作物】炉設備、電気設備、配管・貯蔵設備、建築物一体設備、その他の工作物など。

⑧ 建築物の建築設備もこの欄を活用

10 (5)調査対象材料：吹付け材・保温材、断熱材、耐火被覆材、成形板、その他の該当するもの全てを選択。

(6)調査方法：目視確認前（書面）調査、目視調査、分析調査の該当するもの全てを選択。

(7)ヒアリング：対象者（発注者・管理者・所有者・プラント関係）。

15 以前の事前調査、分析結果報告書、定期修理、定期点検、メンテナンス、着工時・竣工時の状況など書面・口頭確認する。また、目視調査の際の工作物等の使用・利用状況を確認しておく。その際、調査対象室における使用者・利用者の在室状況を確認する。

ヒアリングの対象になった所有者のみの情報ではなく、所有者の代理人・代理者の肩書など誰にどのようなヒアリングを行ったのかを詳細に記録する。

(8)調査結果の概要

20 特記事項では、資材ごとの調査の結果、調査の範囲（調査不能であった箇所、改修の場合は調査対象外の箇所）等を記載する。その際の留意事項は以下のとおりである。

① 今回調査できなかった箇所となぜ調査できなかったのか理由を詳しく記入

25 工事施工者は、この報告書に基づき、施工までの調査可能となった時点で必ず追加調査を行うことが必要となる。調査をできなかった箇所、理由の記入がない場合は調査者の調査漏れと判断される。

② 含有資材、無含有資材の判断根拠は詳細調査報告書に記載するが、含有資材と『みなす』理由は調査依頼者に尋ねられる場合も多いので、簡潔に書くことが必要である。また、大防法施行規則第16条にもあることに留意する。

30 ③ 無含有と判断した場合は、その同一と考えられる資材範囲ごとに、判断根拠が明確となるよう記録を作成する。

④ 分析代表試料と同一範囲と判断したものの範囲と理由

⑤ 調査者からの今後の維持管理のためのアドバイス

⑥ その他

第4講座

4.1.2 調査部屋番号平面図（動線計画図）

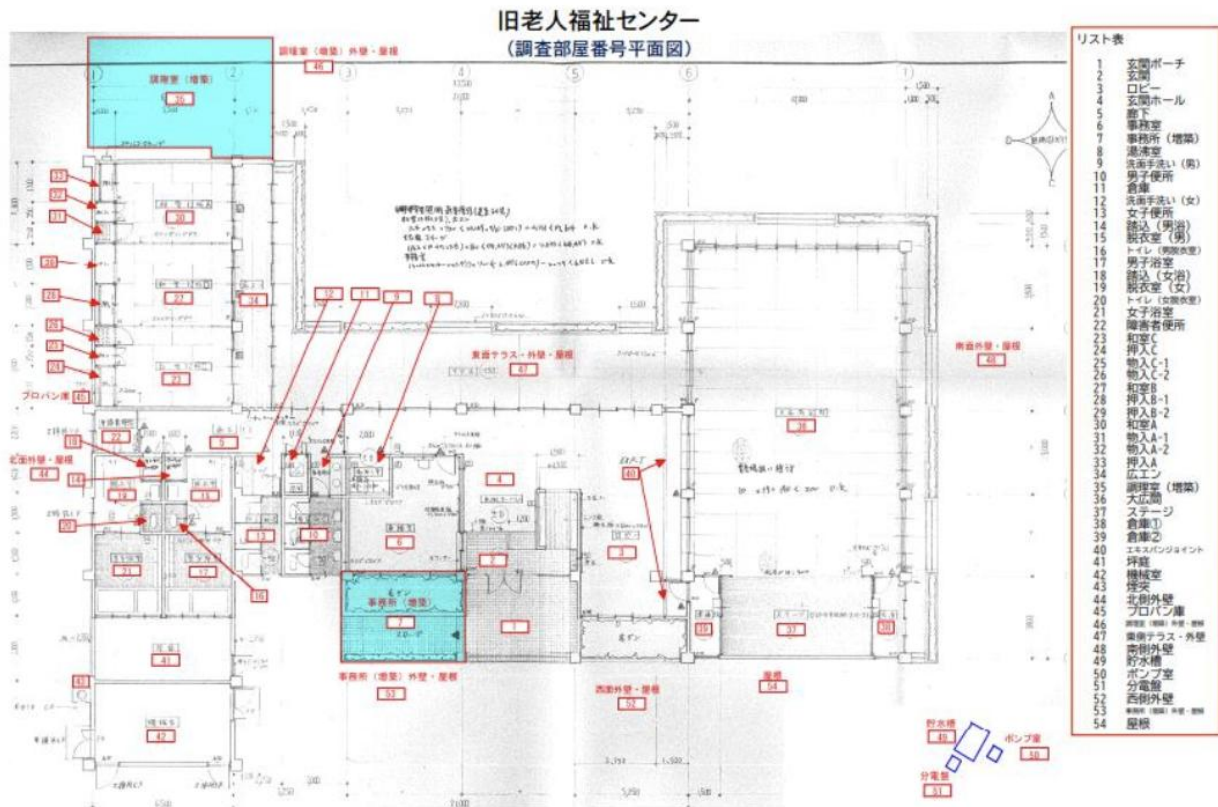


図 4.2 調査部屋番号平面図（動線計画図）（建築物の例）

- 5 調査部屋番号平面図（動線計画図）は、目視調査を効率的に行うための動線計画図として、また、全ての資材の網羅的調査を確実にするために、書面調査において作成される。

改修工事等により平面変更されている場合には、目視調査において修正し、部屋リスト表を修正する。

- ・部屋名が変更されていれば、「見え消し」で部屋名を修正する。
- 10 ・いくつかの部屋が一つの部屋にまとめられているときは、同様に部屋名を修正するとともに、なくなった部屋は見え消しとし、なくなった部屋番号は欠番とする。
- ・一つの部屋が数部屋に分割された場合は、枝番を付し部屋名を挿入する。

報告書においては、調査詳細報告書に記載されている部屋番号、部屋名を示すものである。

15 4.1.3 網羅的調査の確認写真帳

整合性の確認表を用いて、動線計画に沿って全ての部屋を網羅的に調査する。調査状況の写真は、整合性の確認表（A4、1 ページ大）の写真に続けて、1 部屋あたり 2 ページの写真帳を作成する（図 4.3）。必要に応じて、1 部屋あたりの写真ページを増やす。これは、全ての資材を確認したことを証するものとなる。

第4講座

- ② 下地はモルタル塗りで、壁は無含有
- ③ 天井点検口の小口で、2重張りであること、各ボードの厚みを確認
- ④ ⑤天井板の上にあるグラスウール断熱材をめくるとせっこうボードの準不燃番号から不含有であることを確認
- 5 ⑤ 天井内スラブ下には木毛版が打ち込まれていた。これも無含有建材。これら一連の写真に資料番号を付し、「詳細調査報告書」の該当欄（判断根拠資料）に記入し、参照できるようにする。



図 4.4 調査状況写真帳（判断根拠写真帳）（建築物の例）

4.1.5 分析試料採取（サンプリング）位置図

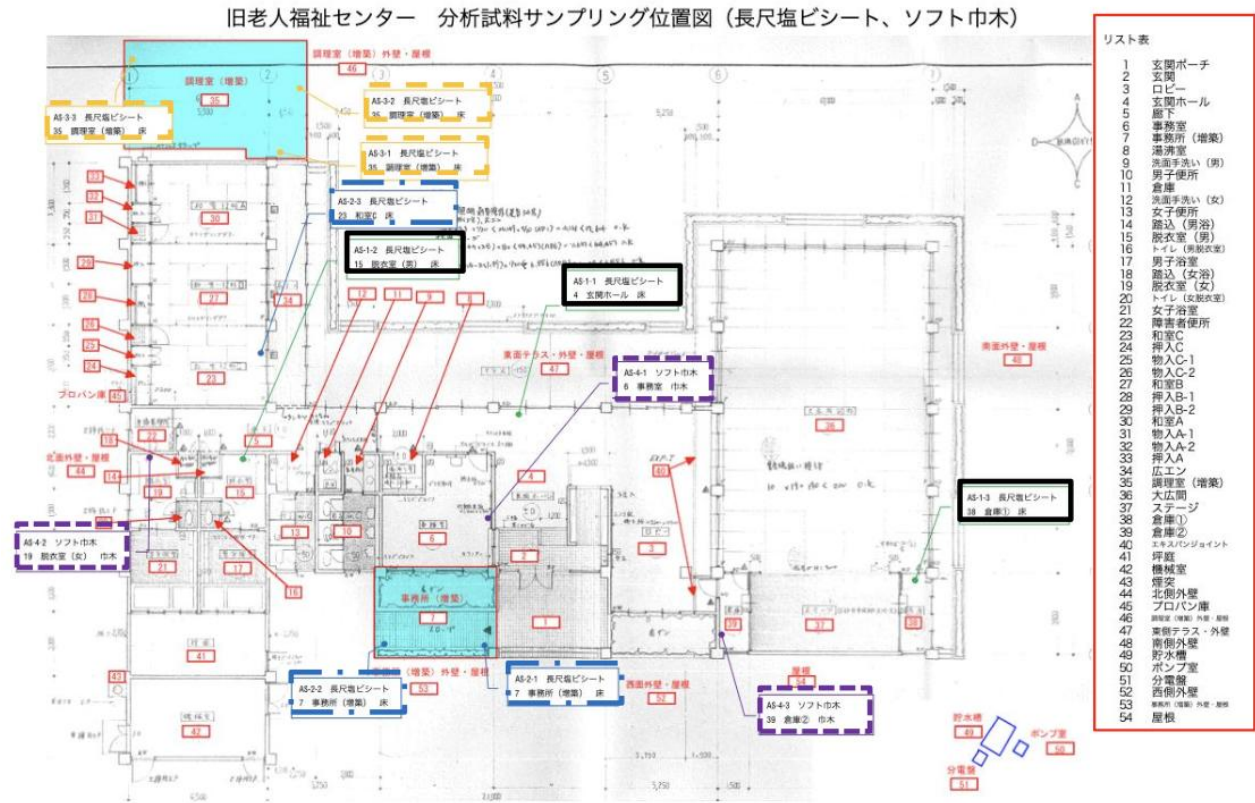


図 4.5 分析試料採取（サンプリング）位置図（建築物の例）

分析試料の採取場所、試料番号、3 箇所以上からの採取状況が分かる様に平面図に記載する。

5 書面調査で分析しなければならない資材を拾い出し、目視調査で分析対象資材を確定することになる。施設規模、敷地内棟数によって、試料採取数はかなり変化するが 10 検体を超えることは珍しくない。

発注者にわかりやすい様に位置図作りを進めていくことが必要である。同一と考えられる資材の範囲ごとに、原則として 3 箇所以上から試料を採取すること。（変動性・均一性の適切な考慮）例えば、図 4.5 の実線の枠内の次の採取試料が

- ・採取試料 AS-1-1、長尺塩ビシート、室番号 4 玄関ホール、部位は床
 - ・採取試料 AS-1-2、長尺塩ビシート、室番号 15 脱衣室男子、部位は床
 - ・採取試料 AS-1-3、長尺塩ビシート、室番号 38 倉庫①、部位は床
- などのように、適宜色分けをして採取位置を明記する。

15 同一と考えられる資材が 1 室になることもあれば、1 フロアーにあることもあれば、複数階に跨ることも考えられる。同一の資材とするには、同一ロット（同一商品、同一工場、同一製造日）であることが必要となる。仮に 5 部屋の床材が同一建材で、同色の場合に、5 部屋（3 箇所以上という観点から）から試料採取し、これらを混合したものを 1 検体として分析することも考えられる。

4.1.6 試料採取（サンプリング）状況写真

試料採取において、1 検体（3 箇所以上）採取する。石綿則第 3 条第 5 項の分析により石綿なしを判定しようとする場合には、非意図的に混入した石綿の有無も確認することが必要であることから、分析方法にかかわらず、同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として 3 箇所以上から試料を採取する（変動性・均一性の適切な考慮）。



図 4.6 試料採取（サンプリング）状況写真（建築物の例）

図 4.6 では建築物の例として、AS-1、2、3 の長尺塩ビシートの試料（AS-2-3 表 4.1 参照）について、採取前の湿潤剤散布状況、試料採取状況、採取後の固化材散布状況の写真及び採取資料の写真を示している。1 建材について 3 箇所以上から採取することになるため、写真は最低でも 10 枚で 1 検体の採取状況を示すようにまとめる。

5

4.1.7 分析試料一覧表（分析依頼表）

表 4.1 分析試料一覧表（建築物の例）

建物名称(〇〇〇〇)				委託業務名称(〇〇アスベスト解体事前調査業務)				石綿則第3条アスベスト事前調査診断業務(分析試料採取履歴)				試料採取年月日		〇〇〇〇/〇/〇		
試料採取者 所属・氏名				所属	NADA		氏名		〇〇 〇〇		資格		NADA登録石綿調査診断士(NADA〇〇〇〇) 一般建築物石綿含有建材調査者(〇〇〇〇)			
							氏名									
試料採取指示者 所属・氏名				所属	NADA		氏名		〇〇 〇〇		資格		NADA登録石綿調査診断士(NADA〇〇〇〇) 一般建築物石綿含有建材調査者(〇〇〇〇)			
							氏名									
試料番号		採取場所(部屋番号・部屋名)・(部位)								採取物材料名・商品名		採取建築物名 建築物の種類		竣工年 改修年		
		部位①		部位②		部位③		部位④								
AS-1	番号	AS-1-①		AS-1-②		AS-1-③				ユニオンボード		①-1(普通教室棟)		541年(1966)		
	採取場所	F1-001 1階廊下 廊壁		F1-007 普通教室3 廊壁		F2-003 普通教室5 廊壁						S造・RC造・SRC造・木造		563年(1988)		
AS-2	番号	AS-2-①		AS-2-②		AS-2-③				プラスター塗り		①-1(普通教室棟)		541年(1966)		
	採取場所	F1-010 1階東側階段室 天井		F2-007 2階東側階段室 天井		F2-001 3階東側階段室 天井						S造・RC造・SRC造・木造		563年(1988)		
AS-3	番号	AS-3-①		AS-3-②		AS-3-③				リシン吹付		①-1(普通教室棟)		541年(1966)		
	採取場所	F1-011 北側外壁・軒天・根廻り 外壁		F1-012 東側外壁・軒天・根廻り 外壁		F1-013 南側外壁・軒天・根廻り 外壁						S造・RC造・SRC造・木造		563年(1988)		
AS-4	番号	AS-4-①		AS-4-②		AS-4-③				アスベストタイル		①-1普通教室棟(増築1期)・②-2(増築2期)		567年、568年(1982、1983)		
	採取場所	F1-001 1階廊下A(増築1期) 床		F1-009 1階廊下B(増築2期) 床		F2-001 2階廊下A(増築1期) 床						S造・RC造・SRC造・木造				
AS-5	番号	AS-5-①		AS-5-②		AS-5-③				ソフト巾木①		①-1普通教室棟(増築1期)・②-2(増築2期)		567年、568年(1982、1983)		
	採取場所	F1-001 1階廊下A(増築1期) 巾木		F1-010 普通教室2 巾木		F2-001 2階廊下A(増築1期) 巾木						S造・RC造・SRC造・木造				
AS-6	番号	AS-6-①		AS-6-②		AS-6-③				石膏ボード		①-1普通教室棟(増築1期)		567年(1982)		
	採取場所	F1-001 1階廊下A(増築1期) 天井		F2-001 2階廊下A(増築1期) 天井		F2-004 教員室(増築1期) 天井						S造・RC造・SRC造・木造				
AS-7	番号	AS-7-①		AS-7-②		AS-7-③				岩綿吸音板①		①-1普通教室棟(増築1期)		567年(1982)		
	採取場所	F1-003 特別教室(増築1期) 天井		F1-007 普通教室1 天井		F2-005 普通教室3 天井						S造・RC造・SRC造・木造				
AS-8	番号	AS-8-①		AS-8-②		AS-8-③				ソフト巾木②		①-2普通教室棟(増築2期)		568年(1983)		
	採取場所	F2-009 コンピューター室 巾木		F2-009 コンピューター室 巾木		F2-009 コンピューター室 巾木						S造・RC造・SRC造・木造		H10年(1998)		
AS-9	番号	AS-9-①		AS-9-②		AS-9-③				岩綿吸音板②		①-2普通教室棟(増築2期)		568年(1983)		
	採取場所	F2-009 コンピューター室 天井		F2-009 コンピューター室 天井		F2-009 コンピューター室 天井						S造・RC造・SRC造・木造		H10年(1998)		

建築物を例とした分析試料一覧表の記載にあたっての注意事項は次の通りである。工作物の種類によっては、該当しない表現がある場合は、対象とする工作物の内容に置き換えて、参考とされた。

- ① 試料番号 AS-1 は分析のためのサンプリングを意味する。
- ② 採取場所は異なる部屋に跨ることもある。
- ③ 採取建材名は、竣工図等（特記仕様書、仕上表）に書かれている建材名（商品名）に合わせる。
使用建材が竣工図等と異なる場合は使用建材の建材名となる。
- ④ 採取建築物名は、調査対象が複数棟あれば配置図等で確認し、記載がない場合は、調査依頼者に分かりやすく記載する。
- ⑤ 竣工年月については、改修工事が行われていれば改修年月となる。新しい年月を記載する。
- ⑥ 試料採取日、採取者資格は、採取した者の姓名と資格を記載する。

第 4 講座

⑦ 採取指示者においても、指示した者の姓名と資格を記載する。採取者と同様である。

4.1.8 分析結果報告書及び分析結果一覧表

石綿分析結果報告書の例を示す。

5 この分析結果報告書は、「アスベスト分析マニュアル」(第 2 版)に示されているものを活用する。

保存 4 0 年

年 月 日

報告書(証明書) 番号

石綿障害予防規則 第 3 条第 5 項に基づく
事前調査における石綿分析結果報告書(証明書)

(定性分析方法 2(X 線回折分析法・位相差分散顕微鏡法)を想定した様式)

※石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 134 号)による改正後の石綿障害予防規則の条項であり、令和 5 年 9 月 30 日までの間は第 3 条第 4 項に読み替えること

殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

実施した分析方法	定性分析方法 2(X 線回折分析法・位相差分散顕微鏡法) ※アスベスト分析マニュアル第 4 章
----------	---

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名 称	代表者氏名		印
所 在 地	TEL : FAX :		
信頼性保障/品質確保の認証等			
その他(作業環境測定機関登録等)			
連絡担当者			
分析調査者氏名	分析調査者資格取得状況	民間機関による技能評価の取得状況	
〇〇 〇〇	〇〇協会 分析調査者講習修了 (××年度)	日測協 (JIS A 1481-2 合格 認定 No.△△)	
●● ●●	※	日測協 (JIS A 1481-2 合格 認定 No.▲▲)	

※令和 2 年基発 0901 第 10 号記の 1 に定める資格のいずれかを記入する。

例：日測協「石綿分析技術評価事業」A ランク(評価区分〇)
日環協「アスベスト偏光顕微鏡実技研修」修了(××年度)
日環協「建材中のアスベスト定性分析技能試験」合格(××年度)
日環協「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
日本繊維状物質研究協会「建築物及び工作物の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」合格(〇〇による分析)

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	年 月 日 ~ 年 月 日
-------	---------------

3. 物件名称

物件名称	
------	--

図 4.7 分析結果報告書・分析結果一覧表

4.1.9 添付資料(判断根拠資料)

添付資料は、含有資材・無含有資材の判断をした根拠であり、発注者にわかりやすくまとめなければならない。資材情報、資材の施工状況・商品名・製品の確認写真等になる。

例を図 4.8 に示す。

- 5 調査詳細報告書の「診断」の項目、添付資料に資料番号を記録する。
判断根拠の詳細な説明は、4.1.1 事前調査結果概要書の「特記事項」に記録する。

添付資料一覧表

資料 No.	文章の種類	材料名
1	国土交通省・経済産業省 石綿(アスベスト)含有建材データベース (2015年2月版)	アスベスト非含有建材
2	全国タイル業協会 ホームページ掲載	磁器タイル
3-1	国土交通省・経済産業省	
3-2	国土交通省・経済産業省	
4-1	国土交通省・経済産業省	
4-2	壁紙張替え工事	
5-1	石綿含有建材データベース	
5-2	石綿含有建材データベース	
5-3	石綿含有建材データベース	
5-4	石綿含有建材データベース	
6-1	石綿含有建材データベース	
6-2	石綿含有建材データベース	
6-3	石綿含有建材データベース	
6-4	石綿含有建材データベース	
7-1	石綿含有建材データベース	
7-2	石綿含有建材データベース	
8-1	石綿含有建材データベース	
8-2	石綿含有建材データベース	
9-1	石綿含有建材データベース	
9-2	石綿含有建材データベース	
9-3	石綿含有建材データベース	
9-4	石綿含有建材データベース	

目次

資料 no. 1

資料 no. 2

表 1 掲載した J I S 規格

JIS A 5301	水道用石綿セメント管	JIS A 5430	繊維強化セメント板
JIS A 5403	石綿スレート	JIS A 5705	ビニル系床材
JIS A 5405	石綿セメント円筒	JIS A 6301	吸音材料
JIS A 5408	防火石綿セメント板	JIS A 6302	吸音用あなあき石綿セメント板
JIS A 5410	石綿セメント板	JIS A 6307	ロックウール化粧吸音板
JIS A 5413	石綿セメントパーライト板	JIS A 9502	石綿保温材
JIS A 5414	バルブセメント板	JIS A 9503	けいそう土保温材
JIS A 5418	石綿セメント化粧バルブ		
JIS A 5420	化粧バルブ		
JIS A 5421	化粧石綿		
JIS A 5422	窯業系サイディング		
JIS A 5423	住宅用根拠		
JIS A 5424	住宅用石綿		
JIS A 5425	合板補強スレート		
JIS A 5426	バルブセメント		
JIS A 5427	化粧バルブ		
JIS A 5428	化粧バルブ		
JIS A 5429	スラグ・セメント		

1. アスベストが混入されている可能性のある壁紙の製造期間

昭和 45 (1970) 年～平成 3 (1991) 年迄

2. アスベスト含有について

通常、判別には商品名や商品番号の特定が必要になります。しかし、壁紙の場合、施工後の見た目では判別できません。現場の状況に応じた、ご対応をお願いいたします。以下項目は参考例です。

①壁紙の成分分析によるアスベスト含有の判別（分析方法は JIS A 1481-1（層別分析）を推奨）

②当該現場のみなし工事での作業実施

③壁紙製造会社あるいは壁紙販売会社のホームページ等を参照

3. 壁紙施工副資材および下地基材

当協会会員会社が製造する壁紙施工副資材類（「壁紙施工用でん粉系接着剤」、「合成樹脂系接着剤」、「壁紙施工用シーラー」、「壁紙施工用パテ」）等は、現在に至るまでアスベストが含まれていないことを、会員会社からの情報提供により確認をしています。

また、壁紙の下地基材として、石綿スレート板、石綿フレキシブルボード、石綿ケイ酸カルシウム板、その他繊維混入セメント板類、石膏ボードなど、アスベスト含有建材が使用されている場合があります。

4. アスベスト含有の可能性のある壁紙の防火認定番号（当時）

認定番号	認定日
化粧（不燃）第 1005 号	昭和 45(1970)年 7 月 29 日
化粧（不燃）第 1011 号	昭和 48(1973)年 9 月 12 日
化粧（不燃）第 1103 号	昭和 53(1978)年 3 月 1 日
化粧（不燃）第 2026 号	昭和 48(1973)年 9 月 12 日
化粧（準不燃）第 2005 号	昭和 45(1970)年 7 月 29 日
化粧（準不燃）第 2025 号	昭和 48(1973)年 9 月 12 日
化粧（準不燃）第 2027 号	昭和 48(1973)年 9 月 12 日
化粧（準不燃）第 2107 号	昭和 53(1978)年 3 月 1 日
壁装材料第 0001 号 ^{※2}	昭和 56(1981)年 4 月 1 日
壁装材料第 0003 号 ^{※2}	昭和 56(1981)年 4 月 1 日
壁装材料第 0005 号	昭和 56(1981)年 4 月 1 日

※2 一部商品のみ該当。「石綿（アスベスト）含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）」参照

5. 注意点

①裏打紙がグレー色^{※3}の場合はアスベスト紙の可能性あります。

※3 グレー色以外が、非含有ということではありません。

②防火施工管理ラベルは防火性能を証明するもので、アスベスト含有と直接の関係はありません。

③商品名、商品番号、製造会社、販売会社等が明確な場合は、そちらへ直接お問い合わせください。

図 4.8 「石綿含有建材データベース」・関連企業ホームページ・確認資料の例

第 4 講座

4.1.10 調査を行った者の資格者証（登録証）などの提示

建築物については、2023(令和 5)年 10 月以降着手する解体等工事の事前調査は法で定める資格を有する者に行わせることが義務付けられた。工作物については、2026（令和 8）年 1 月以降、有資格者が行うことが義務付けられる。調査に携わる全員の有する資格を証することが求められる。

5 資格者証をわかりやすく提示する。（表 1.1 参照）

4.1.11 事前調査結果の記録事項

事前調査結果の記録事項は石綿則および大防法に示されているが、法の目的により若干記録内容に違いがあるため、いずれの事項も網羅しておくことが必要である。表 4.2 に法令ごとの記録事項を示す。また、事前調査の結果は、その後の工事計画に大きく影響するため、誤った報告や判断となるおそれのある表現などが無いよう分かりやすい表現が求められる。

10

表 4.2 大防法および石綿則の事前調査結果の記録事項

大防法 (大防法施行規則第 16 条の 8)	石綿則 (石綿則第 3 条第 7 項)
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—
—	事業者の名称、住所及び電話番号
解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
解体等工事の名称及び概要	
事前調査を終了した年月日	調査終了日
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	着工日等（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所	
事前調査の方法	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
・ 調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 ・ 事前調査を行った者が、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し ・ 分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	事前調査のうち、建築物及び船舶に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く。）を行った者の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む。）の写し ※上の事項は令和 5 年厚生労働省令第 2 号により、次のように改正され、令和 8 年 1 月 1 日から施行される。 ・ 事前調査を行った者の氏名（※改正） ・ 事前調査を行った者が、厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し（※追加） ・ 分析調査を行ったときは、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し（※追加）
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）
—	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所

15

出典：「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）

4.2 調査報告書の様式例

事前調査報告書の書式は任意で良く、調査結果を簡潔にわかりやすく整理するために、調査対象となる工作物ごとに工夫できる。ここで、いくつかの様式事例を掲載する。

5 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）の付録Ⅰ「事前調査の方法」の中に、建築物の場合の事例として「(2) 事前調査結果報告書の例」も参考にできる。

10 調査報告書の一例として、部位・資材ごとに整理した「確認表」を作成し管理するという手法も有効と考えられる。確認表の例として、図 4.13 に一般的な確認表の例、図 4.14 に炉設備の例、図 4.15 に電気設備の例、図 4.16 に配管・貯蔵設備の例、図 4.17 に建築物一体設備等の例、図 4.18 にその他の工作物の例を示す。なお、調査対象は個々の設備ごとに異なるものであり、例で示された部位のみを調査対象として限定するものではない。また、事前調査時の確認状況、試料採取箇所等の記録・整理にあたっては、現場写真を活用することも有効であるため、参考例を図 4.19 に示す。

年 月 日
報告書No. _____

殿

工作物石綿含有事前調査に関する調査結果報告書

貴社より委託を受けたアスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載したとおりであることを報告いたします。

(会社名)
(代表者名)
(住所)

調査の種類・目的	☐ 1. 石綿則第3条に基づく事前調査		☐ 2. その他の調査 ()	
調査期間	開始日: 年 月 日		終了日: 年 月 日	
調査責任者	氏名	保有資格(1)	登録番号(1)	
		保有資格(2)	登録番号(2)	
	会社名等			
分析者	氏名	保有資格	登録番号	
	会社名等			
対象物件概要				
	調査対象の名称			
	場所(住所)		設置年月	
	事業場名			
	所在地			
	連絡先			
	文書記録 ☐ 設計図書等 ☐ 竣工図書等 ☐ 保全記録等 ☐ その他 ()			
工作物の分類				
	☐ 炉設備 ☐ 反応炉 ☐ 加熱炉 ☐ ボイラー ☐ 圧力容器 ☐ 焼却設備 ☐ 電気設備 ☐ 発電設備 ☐ 配電設備 ☐ 変電設備 ☐ 送電設備 ☐ 配管/貯槽設備 ☐ 高圧配管 ☐ 下水配管 ☐ 農業用パイプライン ☐ 貯蔵設備 ☐ 設置環境 ☐ S造内 ☐ SRC造内 ☐ RC造内 ☐ 木造内 ☐ 屋外 ☐ 他 () ☐ 建築物一体設備等 ☐ 煙突 ☐ トンネルの天井板 ☐ プラットホームの上屋 ☐ 遮音壁 ☐ 軽量盛土保護パネル ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い ☐ その他 () ☐ 上記以外			
調査対象材料 (複数選択可)	☐ 全ての建築資材 ☐ 吹付け材 ☐ 保温材 ☐ 断熱材 ☐ 耐火材 ☐ キャスタブル耐火材 ☐ 成形板等 ☐ シール材等 ☐ その他 ()			
調査方法 (複数選択可)	☐ 書面調査 ☐ メーカー等の資料・証明書 ☐ 現場調査 ☐ 分析調査			
ヒアリング対象者	☐ 事業者(発注者) ☐ 維持管理業者 ☐ 工事施行業者 ☐ その他 () 対象工作物 [] メーカー名等 []			
調査結果の概要				

図 4.9 調査報告書の様式例

1.事前調査の概要

(1)目的

石綿障害予防規則第3条および大気汚染防止法第18条の15に基づく解体工事の事前調査

(2)工事の名称

〇〇プラント 炉筒煙管ボイラー・付帯設備改修工事

(3)解体等工事の発注者

氏名（会社名）：〇〇株式会社

住所：東京都足立区〇〇4－5－6

(4)調査対象工作物

工作物名称：〇〇プラント

所在地：東京都足立区〇〇4－5－6

新築工事の着工日：1972年10月15日 延床面積(m²)：〇m²

地上階：8階 地下階：－

工事面積(m²)：〇m² 用途：ボイラー

(5)調査者および分析調査者

調査者氏名：調査 次郎

調査者所属住所：東京都中央区八丁堀12－13

調査者所属：株式会社〇〇石綿調査分析

調査者所属連絡先：03-1234-1234

調査者資格：工作物石綿事前調査者

講習機関：一般財団法人日本環境衛生センター

登録番号：2201256

分析調査者氏名：分析 三郎

分析調査者所属：株式会社〇〇環境分析

分析調査者資格：日本環境測定分析協会インストラクター

(6)調査概要

①設計図書等文書を確認する方法

使用設計図書：〇〇プラント設計図（1971年）

②製品を特定し、メーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法

覗き窓用パッキンの石綿ジョイントシート（バルカー #1500）

③目視により確認する方法

実施日： 2025年1月20日

④破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所

⑤事前調査終了日 2025年1月30日

図 4.10 調査報告書の例 「1.事前調査の概要」

第 4 講座

【伊原煙管ボイラー・付帯設備】															
機器名	No. 1)	部位 2)	書面調査				現場調査				診断				
			資材名 3)	石綿含有 疑い	判断根拠 4)	添付資料	資材名	備考	写真番号 5)	試料番号 6)	採取位置 7)	判断根拠 4)	添付資料 8)	石綿の有 無	石綿のレ ベル
ボイラ	1	本体保温	けい酸カルシウム	有	b		けい酸カルシウム		1			b		有	レベル2
ボイラ	2	本体断熱	ロックウール	無	b		ロックウール		✓			b,d		無	
ボイラ	3	マンホールパッキン	うず巻型ガスケット (# 8596)	無	b		うず巻型ガスケット (# 8596)		✓			b,d		無	
ボイラ	4	置き窓用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		2			b		有	レベル3
ボイラ	5	後部煙室断熱材	ブライキャスト	無	b		ブライキャスト		✓			b,d		無	
ボイラ	6	後部煙室マンホールパッキン	石綿コイル (バルカー135)	有	b		石綿コイル (バルカー135)		2			b		有	レベル3
ボイラ	7	前部煙室扉用パッキン	グラファイトッドアスベスト	有	b		グラファイトッドアスベスト		3			b		有	レベル3
ボイラ	8	燃焼空気用送風機取付け用パッキン	アスベスト	有	b		アスベスト		3			b		有	レベル3
ボイラ	9	風箱扉用パッキン	グラファイトッドアスベスト	有	b		グラファイトッドアスベスト		3			b		有	レベル3
ボイラ	10	バーナ前板用パッキン	グラファイトッドアスベスト	有	b		グラファイトッドアスベスト		3			b		有	レベル3
ボイラ	11	制御盤パッキン		不明			ゴムパッキン		4			b,d		無	
ボイラ	12	掃除穴フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 221)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 221)		5			b		有	レベル3
ボイラ	13	検査穴フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 221)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 221)		5			b		有	レベル3
ボイラ	14	配管フランジ用シートパッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		6			b		有	レベル3
ボイラ	15	配管ユニオン用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		6			b		有	レベル3
ボイラ	16	排ガス出口用パッキン	グラファイトッドアスベスト	有	b		グラファイトッドアスベスト		7			b		有	レベル3
給水ポンプ	17	本体シール材		不明			リング		8			b,d		無	
燃料ポンプ	18	本体シール材		不明			リング		9			b,d		無	
煙道 (排気筒)	19	煙道フランジ用パッキン		不明			リボンパッキン		10			b		有	レベル3
煙突	20	煙突フランジ用パッキン		不明			リボンパッキン		11			b		有	レベル3
配管	21	給水配管ユニオン用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		12			b		有	レベル3
配管	22	給水配管フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		13			b		有	レベル3
配管	23	蒸気配管フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		14			b		有	レベル3
配管	24	ドレン配管フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		15			b		有	レベル3
配管	25	ブロー配管ユニオン用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		16			b		有	レベル3
配管	26	燃料配管フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		17			b		有	レベル3
軟水装置	27	軟化器用パッキン		不明			ゴムシートパッキン		18			b,d		無	
薬液注入装置	28	薬液注入ポンプ用パッキン		不明			リング		19			b		無	
排水処理装置	29	排水処理装置用パッキン		不明			石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		20			b		有	レベル3
給水タンク	30	マンホール用パッキン		不明			ゴムシートパッキン		21			b,d		無	
蒸気ヘッダー	31	蒸気ヘッダーフランジ用パッキン		不明			石綿ジョイントシート (バルカー # 1500)		22			b		有	レベル3
排水タンク	32	マンホール用パッキン		不明			ゴムシートパッキン		23			b,d		無	
受水槽	33	マンホール用パッキン		不明			ゴムシートパッキン		24			b,d		無	
オイルサービス スタンク	34	マンホール用パッキン		不明			ゴムシートパッキン		25			b,d		無	
石綿含有 1) 位置を示す図面に番号を記載 2) チェック部位 3) 設計図書等に記載がある場合に記入 4) 判断根拠とした文書の種類 (記号を表に記入) a.国土交通省、経済産業省 石綿 (アスベスト) 含有データベース b.メーカーの資料・証明書、ホームページ情報等 c.分析による d.公開されている材料名などの情報から現時点では一般的に含有せず e.その他 (具体的に記載) 5) 写真がない場合は✓印をつける 6) 不明な場合に現場で採取した試料の試料番号と採取年月日を記載 7) 試料を採取した位置を示す図面等の資料番号を記載 8) 添付資料番号を明記する															

図 4.11 調査報告書の例 「2.事前調査の結果」

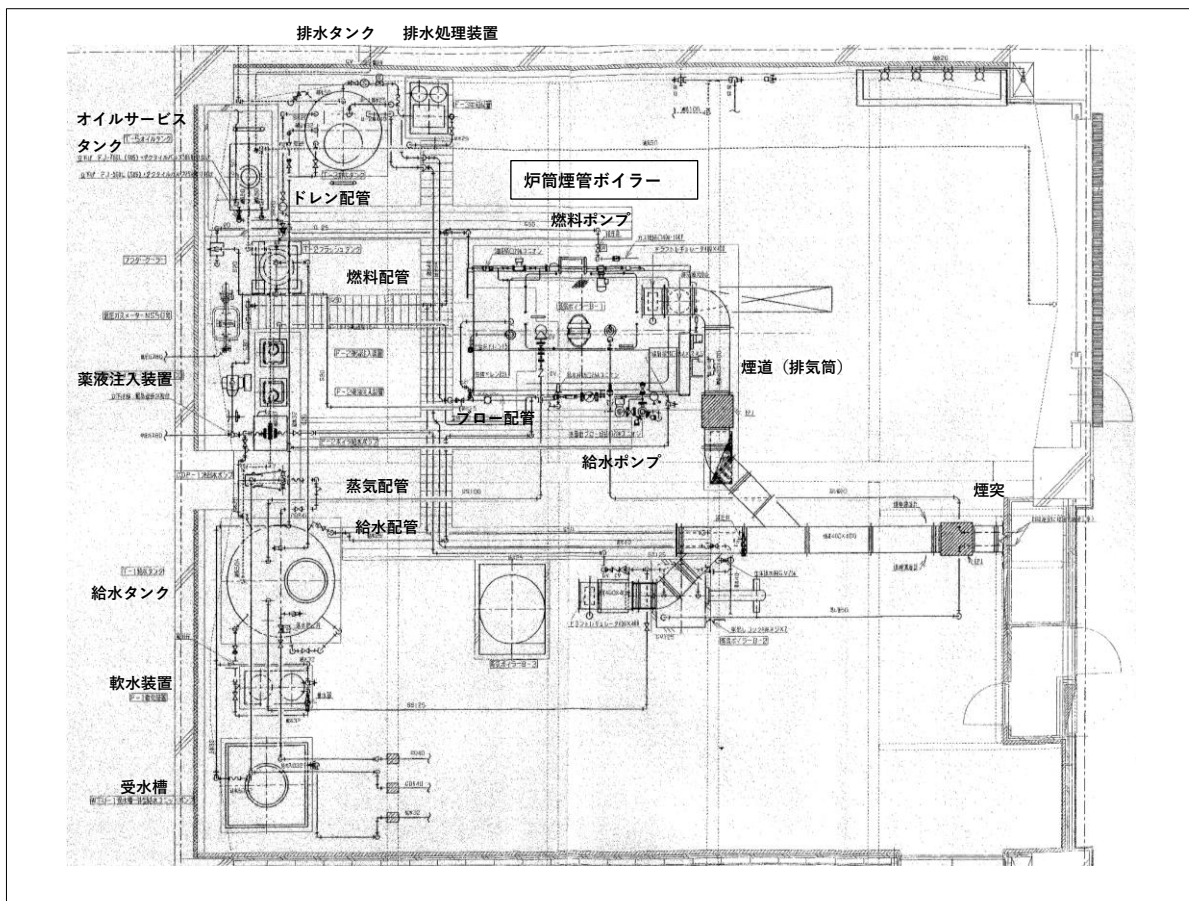


図 4.12 調査報告書の例 「3.石綿含有資材の使用状況」

【建築一体設備】工作物整合性の確認表

施設名	〇〇県立公園		
所在地	東京都豊島区		
竣工年月日	2007年3月	竣工年月日	2006年7月
工作物の種類	プラットフォームの上家		
利注者	〇〇県	設計事務所名	A社(株)
施工会社名	B工建(株)		

[illegible][illegible]

図 4.13 確認表の例 (一般的なもの)

[illegible]

図 4.14 確認表の例（炉設備）

【電気設備】工作物整合性の確認表

施設名	〇〇県△△工務
所在地	東京都品川区
竣工年月日 ⁽²⁾	2007年3月
使用部の種類	発電設備
機器・材料等	事業用電気工作物
備考	製造メーカー A社
	試験(確認)年月 ^(月)
	2006年8月

建築物や施設内で様々な場所に電気を送り届ける為の設備や防災用の設備を含む広範なもの

調査期間	吾妻町調査				目黒町調査			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
実施者	氏名		建設物石焼倉庫耐震補修工事 調査者氏名・電話番号	建設物石焼倉庫耐震補修工事 調査者氏名・電話番号	氏名	建設物石焼倉庫耐震補修工事 調査者氏名・電話番号	建設物石焼倉庫耐震補修工事 調査者氏名・電話番号	資
	主任調査員				主任調査員			
	調査員				調査員			
	調査員				調査員			

[illegible]

図 4.15 確認表の例（電気設備）

【配管・貯蔵設備】工作物整合性の確認表

施設名	〇〇株式会社		調査期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		目視調査
所在地	東京都品川区		令和 年 月 日	氏名	建築物石綿含有建築物調査者資格番号	建築物石綿含有建築物調査者資格番号
竣工年月日	2007年3月		令和 年 月 日	氏名	調査者資格番号	調査者資格番号
工作物の種類	プラント系配管		令和 年 月 日	氏名	調査者資格番号	調査者資格番号
発注者			令和 年 月 日	氏名	調査者資格番号	調査者資格番号
施工会社名	コンサルタント名		令和 年 月 日	氏名	調査者資格番号	調査者資格番号

機 材 名	部 位	資 材	定修日時	改修時期	汚染の有無	判断根拠 1)	備考 4)	室内仕様の確認	現地確認資料	試料番号	採取位置	備考 4)	判断根拠 1)	添付資料	石綿の有無	資料のレベル
1.プラント系配管	配管	吹付石綿	2006年9月		無	b		○					a	無	無	h
高圧配管	配管	耐火断熱材	2006年9月		無	b		○					a	無	無	h
下水管	配管	断熱保冷材	2006年9月		有	g		○					a	無	無	h
農業用パイプライン	タンク	断熱保冷材	2006年9月		有	g		○					a	無	無	h
貯蔵設備	タンク	ハッキン	2006年9月		有	g		○					a	無	無	h
ガス	タンク	ガゼット	2006年9月		有	g		○					a	無	無	h
ガススタンド	接続部	ガゼット	2006年9月		有	g		○					a	無	無	h
アルコール	接続部	ガゼット	2006年9月		有	g		○					a	無	無	h
	パイプ	断熱保冷材	2006年9月		有	g		○					a	無	無	h
	シールリング材	断熱保冷材	2006年9月		有	g		○					a	無	無	h
※特記事項																
1) 判断根拠とした文書の種類 a: 「国土交通省・経済産業省 石綿（アスベスト）含有建材データベース」確認 b: 製造企業のホームページ情報 c: 設置時期（脱灰等確認） d: 定期修理の日時 e: 分析による f: 石綿 DB非含有建材 g: なし h: その他具体的に記載 2) 上巻（工作物）の施工年など 工作物全体の竣工年等 3) 資材のレベル A: レベル1 B: レベル2 C: レベル3 D: 仕上塗材 4) 備考（記入の例示） ・高圧配管が定期修理での交換が行われている。 ・配管カバー取替えの痕跡あり。 ・農業用パイプラインの成形品にaマークあり、JISマークあり。 ・付属設備の成形品メーカー名、ロット番号あり。 ・下水管①を代表サンプルとする。 ・保温材は全て同一材質とみなす JARL																

図 4.16 確認表の例（配管・貯蔵設備）

【 建築一体設備 】 工作物整合性の確認表															
対象物件	施設名	〇〇県〇〇市〇〇区			調査期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		調査員	備考⑥						
	所在地	東京都〇〇区				氏名									
	竣工年月日②	2007年3月	調査年月日 ①			建設資材検査登録材料調査番号									
	工作物の種類	フラットホームの上の工				実務者									
	発注者	〇〇県				主任調査員									
		B工建（株）			設計事務所名		A社（株）								
					施工会社名										
調査内容															
NO. ②	部位名	部位 ③	資材名 ④	改修時期	近接改修時間	石綿の有無	半断面図 ⑤	備考⑥							
①	屋根	折板	鋼打ち断熱材	2006年9月		無	b	①	②						
	天井	成形成板	成形成板	2006年9月		無	b								
	壁	成形成板	成形成板	2006年9月		無	b								
	床			2006年9月		無	b								
②	屋根	折板	鋼打ち断熱材	2006年9月		無	b	②	③						
	天井	成形成板	成形成板	2006年9月		無	b								
	壁	成形成板	成形成板	2006年9月		無	b								
	床			2006年9月		無	b								
③	屋根	折板	鋼打ち断熱材	2006年9月		無	b	③	④						
	天井	成形成板	成形成板	2006年9月		無	b								
	壁	成形成板	成形成板	2006年9月		無	b								
	床			2006年9月		無	b								
※特記事項															
1) 上表（工作物）の施工年など、工作物全体の竣工年等 2) 位置を示す図面に番号を記載 3) 石綿含有確認部位 4) 判断根拠とした文書の種類 a. 「国土交通省・経済産業省 石綿（アスベスト）含有建材データベース」確認 b. 製造企業のホームページ情報 5) 備考（記入の例示） 6) 図面は吹付けたが実物は成形成板。・改修の痕跡あり。・aマークあり、JISマークあり 7) 資材のレベル A：レベル1 B：レベル2 C：レベル3 D：仕上塗材															

図 4.17 確認表の例（建築一体設備等）

【その他の工作物】工作物整合性の確認表

施設名	〇〇県立工芸館		
所在地	〇〇県〇〇市〇〇区		
竣工年月日	2007年3月	開館年月日	2008年7月
工作物の種類	その他の工作物		
関係・関係者			
備考	製造メーカー 株式会社〇〇製作所		

建物や施設内で様々な場所に電気を送り届ける為の設備や防災用の設備を含む広範なもの

[illegible][illegible]

図 4.18 確認表の例（その他の工作物）



出典：電気事業連合会

図 4.19 事前調査時の写真の例

4.3 事前調査の発注者への報告

調査者は、事前調査の発注者からの依頼を受けて、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を事前調査の発注者に報告する。

- 5 報告に当たっては、工作物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、事前調査の発注者の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。また、調査結果によっては事前調査の発注者に石綿則や大防法に基づく届出等の義務が生じることもある。調査者は、調査の目的を踏まえた上で、必要な内容を報告する必要がある。

10

4.4 事前調査結果等の都道府県知事および労働基準監督署長への報告

- 「1.5 石綿対策における工作物石綿事前調査者の役割」の中で説明した、一定規模以上の工事を行う場合における事前調査結果の報告について、調査者が担う役割ではないが、元請業者等より
15 相談を持ち掛けられる事態が予想されるため報告の手順を紹介する。

事前調査の報告は、石綿則第 4 条の 2 および大防法第 18 条の 15 第 6 項により、解体等工事の元請業者等や事業者は、事前調査結果等を都道府県知事および労働基準監督署長あてに速やかに（遅くとも解体等工事に着手する前に）報告することが義務付けられている。

- 20 解体等工事に係る工作物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視調査を実施することができない箇所があった場合は、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行う必要がある。

事前調査結果の報告は、(1) に示す報告の対象に対して行う必要があるが、事前調査自体は規模の大小にかかわらず全ての解体等工事に対して実施されなければならない（事前調査の必要がない作業は「1.5.2 事前調査の必要がない作業」を参照）。

25

(1) 報告の対象

事前調査結果の報告は、建築物等については次のいずれかの解体等工事に係る事前調査について行う。なお、いずれの工事でも同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなされる。

- 30 ・ 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該工事(作業)の対象となる床面積の合計が 80m²以上であるもの。
- ・ 建築物を改修する作業を伴う建設工事であって、請負代金（材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む）の合計が 100 万円以上であるもの。
- 35 ・ 特定工作物を解体し、改造し、補修する作業を伴う建設工事であって請負代金の合計が 100 万円以上であるもの。なお、解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請

第4講座

負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が 100 万円以上であるものの。

- ・ 総トン数 20 トン以上の鋼製の船舶の解体・改修工事

5 (2) 報告の方法

報告の方法は、原則として国が整備する電子システムを通じて報告を行う。ただし、情報通信機器を保有していないことや天災などにより電子システムの使用が困難な場合は、石綿則及び大防法施行規則で定められた様式による報告書によって都道府県等及び労働基準監督署に報告を行うことも可能である。

- 10 この電子システムは、石綿則および大防法に基づいた報告を併せて行うことができる。